

# 1 環境騒音及び自動車騒音

## (1) 騒音に係る環境基準について

### ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持することが望ましい基準として定められており、各種騒音防止施策の目標となるものである。

#### ○ 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

- ・ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

- ・ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては、40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。  
 (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）  
 (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路  
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。  
 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル  
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

### <環境基準の評価>

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- 1 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。  
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 2 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 3 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- 4 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- 5 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z 8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。  
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

### <環境基準の地域としての評価>

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- 1 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- 2 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

### イ 騒音に係る環境基準の類型指定状況

対 象 市 町 (19市8町)	地域の類型	類型をあてはめる地域		
鹿兒島市 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市	A	都市計画法の用途地域のうち 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域		
西之表市 垂水市 薩摩川内市		B	都市計画法の用途地域のうち 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	
日置市 曾於市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 志布志市			C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

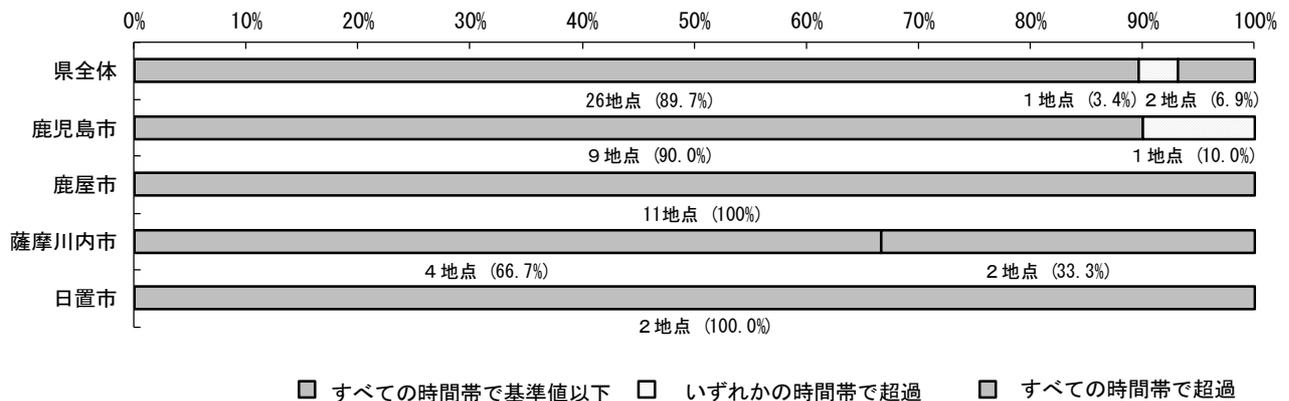
※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

## ウ 調査結果の概要

令和2年度に実施した騒音に係る環境基準の調査結果は、次の図に示すとおりである。

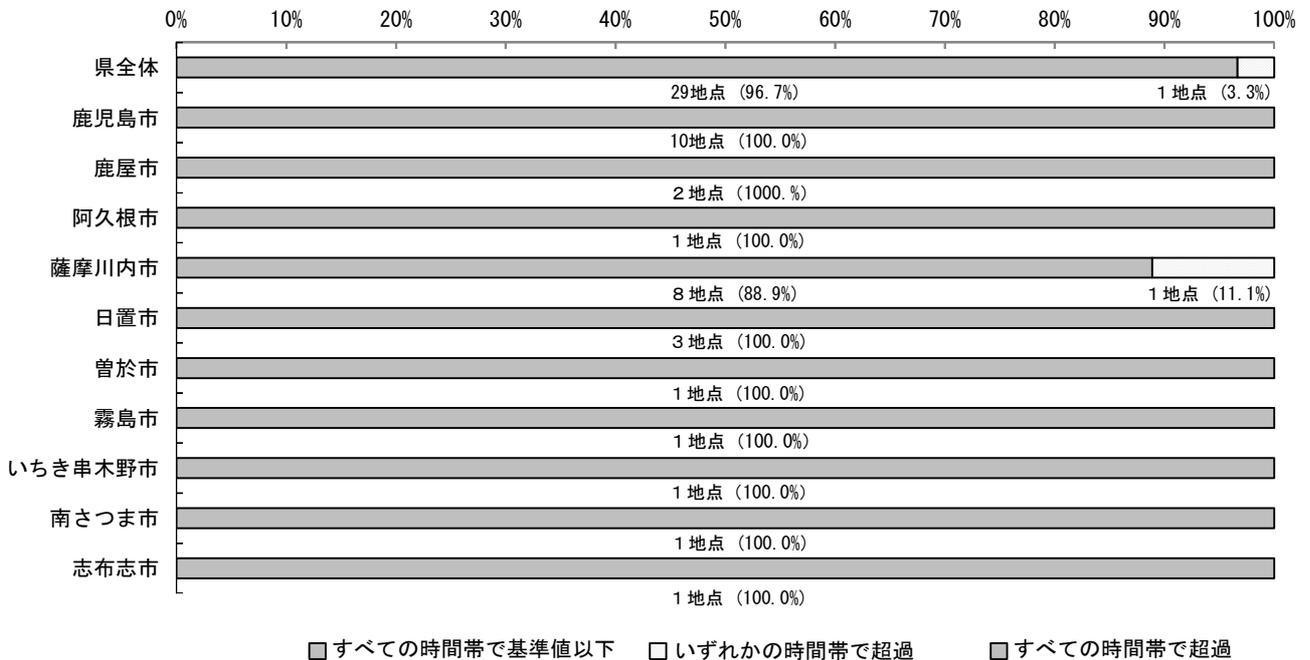
道路に面する地域以外の地域（一般地域）については、全測定地点（29地点）のうち、昼間及び夜間の時間帯とも環境基準を達成している測定地点は89.7%（26地点）、いずれかの時間帯のみで基準値を超過している地点は3.4%（1地点）、すべての時間帯で基準値を超過している地点は6.9%（2地点）であった。

### (ア) 騒音に係る環境基準(一般地域)の調査結果概要



(注) 本図のデータは、令和2年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

### (イ) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<点的評価>概要



(注) 本図のデータは、令和2年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

### (ウ) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<面的評価>概要

県が調査した肝付町ほか7町の計30区間（3,262戸）における環境基準(道路に面する地域)を達成している戸数の割合は、昼間及び夜間の時間帯ともに100%であった（自動車騒音常時監視結果）。

(注)：市は県とは別に調査を行っている。

## エ 調査結果の詳細

### (ウ) 道路に面する地域以外の地域(一般地域)における騒音調査結果(市実施)

単位:デシベル

市町村	番号	測定地点	用途地域(注1)	環境基準類型	測定年月日		測定値(LAeq)		環境基準		達成状況		
					開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜
鹿児島市	1	緑ヶ丘町	1低	A	R3.1.14	R3.1.15	55	41	55	45	○	○	○
	2	上谷口町	1中	A	R3.1.14	R3.1.15	49	33	55	45	○	○	○
	3	東坂元4丁目	1低	A	R3.1.14	R3.1.15	48	36	55	45	○	○	○
	4	城山1丁目	1低	A	R3.1.14	R3.1.15	41	32	55	45	○	○	○
	5	西陵6丁目	1住	B	R3.1.14	R3.1.15	45	38	55	45	○	○	○
	6	小原町	1低	A	R3.1.14	R3.1.15	44	37	55	45	○	○	○
	7	谷山中央5丁目	1住	B	R3.1.14	R3.1.15	47	40	55	45	○	○	○
	8	光山2丁目	1低	A	R3.1.14	R3.1.15	48	42	55	45	○	○	○
	9	郡山町	1中	A	R3.1.14	R3.1.15	40	35	55	45	○	○	○
	10	平川町※	未	B(※)	R3.1.14	R3.1.15	51	<b>46</b>	55	45	○	×	×
鹿屋市	1	西原1丁目	1中	A	R2.10.27	R2.10.28	51	39	55	45	○	○	○
	2	打馬2丁目	1中	A	R2.10.28	R2.10.29	46	40	55	45	○	○	○
	3	札元1丁目	1低	A	R2.10.29	R2.10.30	51	41	55	45	○	○	○
	4	寿7丁目	1低	A	R2.11.9	R2.11.10	52	43	55	45	○	○	○
	5	吾平町麓	1中	A	R2.11.18	R2.11.19	45	38	55	45	○	○	○
	6	新栄町	1住	B	R2.11.10	R2.11.11	51	38	55	45	○	○	○
	7	白崎町	1住	B	R2.11.11	R2.11.12	51	41	55	45	○	○	○
	8	新川町	準住	B	R2.11.16	R2.11.17	52	40	55	45	○	○	○
	9	吾平町麓	1住	B	R2.11.17	R2.11.18	43	34	55	45	○	○	○
	10	共栄町	商	C	R2.11.12	R2.11.13	53	45	60	50	○	○	○
	11	吾平町麓	商	C	R2.11.19	R2.11.20	53	43	60	50	○	○	○
薩摩川内市	1	中郷1丁目	2中	A	R2.12.16	R2.12.17	48	36	55	45	○	○	○
	2	宮内町	1住	B	R2.12.16	R2.12.17	<b>57</b>	<b>47</b>	55	45	×	×	×
	3	高城町	1住	B	R2.12.16	R2.12.17	<b>61</b>	<b>53</b>	55	45	×	×	×
	4	御陵下町	1住	B	R2.12.16	R2.12.17	50	40	55	45	○	○	○
	5	入来町副田	1住	B	R2.12.16	R2.12.17	46	37	55	45	○	○	○
	6	西開聞町	近商	C	R2.12.16	R2.12.17	55	41	60	50	○	○	○
日置市	1	伊集院町妙円寺1丁目	1低	A	R2.11.19	R2.11.20	43	41	55	45	○	○	○
	2	伊集院町麦生田	1中	A	R2.11.19	R2.11.20	47	45	55	45	○	○	○

※用途地域が未指定のため、B類型と見なす。

	基準値	
	昼間	夜間
A・B 類型	55	45
C 類型	60	50

(注) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

- 1低=第一種低層住居専用地域、2低=第二種低層住居専用地域、1中=第一種中高層住居専用地域、  
 2中=第二種中高層住居専用地域、1住=第一種住居地域、2住=第二種住居地域、準住=準住居地域、  
 近商=近隣商業地域、商=商業地域、準工=準工業地域、工=工業地域

(イ) 道路に面する地域における調査結果<点的評価>(市実施)

単位：デシベル

市名	番号	路線	測定地点	上下区分 (注1)	近接空間 (注2)	車線数 (注3)	用途地域 (注4)	環境基準 類型	測定年月日		24h 測定 (注5)	測定値(LAeq)		環境基準	
									開始日	終了日		昼間	夜間	昼間	夜間
鹿児島市	1	一般国道226号	喜入町	下	○	2	未	—	R3.2.24	R3.2.25	○	64	59	70	65
	2	一般国道226号	平川町	下	○	4	未	—	R3.2.24	R3.2.25	○	67	61	70	65
	3	一般国道328号	郡山町	下	○	2	準住	B	R3.2.16	R3.2.17	○	66	60	70	65
	4	鹿児島東市来線	中央町	下	○	4	商	C	R3.2.24	R3.2.25	○	63	57	70	65
	5	鹿児島東市来線	田上1丁目	下	○	2	1住	B	R3.2.16	R3.2.17	○	66	60	70	65
	6	鹿児島東市来線	上谷口町	上	○	2	1住	B	R3.2.16	R3.2.17	○	68	65	70	65
	7	小山田谷山線	石谷町	下	○	4	1住	B	R3.2.16	R3.2.17	○	68	61	70	65
	8	ナボリ通線	上之園町	上	○	6	商	C	R3.2.16	R3.2.17	○	64	58	70	65
	9	中洲通線	上之園町	下	○	4	近商	C	R3.2.24	R3.2.25	○	68	62	70	65
	10	唐湊線	郡元1丁目	上	○	4	近商	C	R3.2.24	R3.2.25	○	65	60	70	65
鹿屋市	1	国道269号	西原2丁目	上	○	2	1中	B	R2.10.16	R2.10.17		67	61	70	65
	2	県道68号	寿3丁目	下	○	2	近商	C	R2.10.23	R2.10.24		68	65	70	65
阿久根市		一般国道3号	塩浜町	上		2	準住	B	R3.2.18	R3.2.19	○	68	62	70	65
薩摩川内市	1	一般地方道・県道大小路・中郷線	大小路町	下		2	1住	B	R2.11.24	R2.11.25	○	65	55	70	65
	2	市道隈之城・高城線	東大小路町	下		2	2住	B	R2.11.11	R2.11.12	○	65	57	65	60
	3	市道向田・高城線	神田町	上		2	近商	C	R2.11.24	R2.11.25	○	64	57	65	60
	4	一般地方道・県道川内祁答院線	平佐町	上	○	2	1中	A	R2.11.24	R2.11.25	○	61	50	70	65
	5	一般国道3号線	御陵下町	上	○	4	近商	B	R2.11.11	R2.11.12	○	71	61	70	65
	6	一般国道267号線	国分寺町	上	○	2	準住	B	R2.11.24	R2.11.25	○	66	58	70	65
	7	一般国道3号線	上川内町	下	○	2	準工	C	R2.11.11	R2.11.12	○	70	62	70	65
	8	一般地方道・県道百次・木場茶屋線	川永野町	上	○	2	未	—	R2.11.24	R2.11.25	○	70	62	70	65
	9	一般国道3号線	尾白江町	上	○	4	未	—	R2.11.11	R2.11.12	○	69	61	70	65
日置市	1	市道くすの木通り線	伊集院町妙円寺1丁目			2	第2中	A	R2.11.19	R2.11.20	○	55	46	60	55
	2	県道鹿児島東市来線	伊集院町郡1丁目		○	2	第1住	B	R2.11.19	R2.11.20	○	63	57	70	65
	3	県道鹿児島東市来線	伊集院町下谷口		○	2	準住	—	R2.11.19	R2.11.20	○	64	60	70	65
曾於市		一般国道269号	末吉町二之方	上	○	2	未	B	R2.12.24	R2.12.25	○	66	60	70	65
霧島市		一般国道223号	隼人町見次	下	○	2	近商	C	R3.2.9	R3.2.10	○	68	65	70	65
いちき串木野市		串木野樋脇線	上名	上	○	2	1住	B	R2.12.9	R2.12.9	○	65	55	70	65
南さつま市		石垣加世田線	加世田川畑	下	○	2	未	B	R2.11.5	R2.11.6	○	69	58	70	65
志布志市		市道町原・弓場ヶ尾線	志布志町志布志	上		2	未	B	R3.1.14	R3.1.15	○	54	43	65	60

(注1) 道路の上り、下りのどちら側で測定したか

(注2) 測定地点が、「幹線交通を担う道路に近接する空間」であれば「○」、それ以外は空欄

(注3) 上下合計した車線数。例：上り1車線、下り1車線の場合の車線数は2

(注4) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる

1低：第一種低層住居専用地域、2低：第二種低層住居専用地域、1中：第一種中高層住居専用地域、

2中：第二種中高層住居専用地域、1住：第一種住居地域、2住：第二種住居地域、準住：準住居地域、

近商：近隣商業地域、商：商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域、未：用途地域内の未指定地域、外：用途地域外

(注5) 1日24時間の測定を行っていれば「○」、それ以外は空欄

(ウ) 道路に面する地域における騒音調査結果<面的評価>(県, 市実施)

実施主体	環境基準達成状況【達成率】																
	区分	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)				評価結果(近接空間)				評価結果(非近接空間)					
				住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間		
県全体	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	794	98.4%	98.4%	98.4%	286	95.8%	95.8%	95.8%	508	99.8%	99.8%	99.8%	
							781	781	781		274	274	274		507	507	507
		一般国道	288.8	195	27,362	89.0%	90.0%	90.1%	11,672	79.0%	80.7%	80.6%	15,661	96.6%	97.2%	97.4%	
							24,347	24,635	24,665		9,216	9,418	9,413		15,131	15,217	15,252
	県道	385.3	268	33,021	95.3%	96.0%	96.9%	13,981	91.3%	92.8%	94.2%	19,023	98.4%	98.5%	99.1%		
						31,480	31,708	32,009		12,759	12,973	13,166		18,721	18,735	18,843	
	4車線以上の市町村道	21.1	21	14,005	97.7%	97.9%	99.0%	6,886	95.7%	96.0%	98.1%	7,119	99.6%	99.6%	99.8%		
						13,681	13,704	13,858		6,589	6,612	6,755		7,092	7,092	7,103	
	合計	713.9	496	75,182	93.5%	94.2%	94.9%	32,825	87.9%	89.2%	90.2%	42,311	98.0%	98.2%	98.6%		
						70,289	70,828	71,313		28,838	29,277	29,608		41,451	41,551	41,705	
県実施(町村の区域)	道路種類別の内訳	一般国道	70.7	25	2,273	100.0%	100.0%	100.0%	926	100.0%	100.0%	100.0%	1,347	100.0%	100.0%	100.0%	
							2,273	2,273	2,273		926	926	926		1,347	1,347	1,347
	県道	24.5	5	989	100.0%	100.0%	100.0%	420	100.0%	100.0%	100.0%	569	100.0%	100.0%	100.0%		
						989	989	989		420	420	420		569	569	569	
合計	95.2	30	3,262	100.0%	100.0%	100.0%	1,346	100.0%	100.0%	100.0%	1,916	100.0%	100.0%	100.0%			
					3,262	3,262	3,262		1,346	1,346	1,346		1,916	1,916	1,916		
鹿児島市	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	794	98.4%	98.4%	98.4%	286	95.8%	95.8%	95.8%	508	99.8%	99.8%	99.8%	
							781	781	781		274	274	274		507	507	507
		一般国道	99.4	78	15,577	82.6%	83.7%	84.0%	7,258	68.8%	70.5%	70.3%	8,319	94.7%	95.2%	95.9%	
							12,873	13,042	13,081		4,997	5,119	5,100		7,876	7,923	7,981
	県道	270.8	196	27,289	94.9%	95.8%	96.4%	11,602	90.5%	92.3%	93.1%	15,687	98.3%	98.3%	98.9%		
						25,909	26,132	26,314		10,495	10,704	10,803		15,414	15,428	15,511	
4車線以上の市町村道	21.1	21	14,005	97.7%	97.9%	99.0%	6,886	95.7%	96.0%	98.1%	7,119	99.6%	99.6%	99.8%			
					13,681	13,704	13,858		6,589	6,612	6,755		7,092	7,092	7,103		
合計	410.0	307	57,665	92.3%	93.1%	93.7%	26,032	85.9%	87.2%	88.1%	31,633	97.6%	97.8%	98.3%			
					53,244	53,659	54,034		22,355	22,709	22,932		30,889	30,950	31,102		
鹿屋市	道路種類別の内訳	一般国道	1.8	2	258	100.0%	100.0%	100.0%	82	100.0%	100.0%	100.0%	176	100.0%	100.0%	100.0%	
						258	258	258		82	82	82		176	176	176	
合計	1.8	2	258	100.0%	100.0%	100.0%	82	100.0%	100.0%	100.0%	176	100.0%	100.0%	100.0%			
					258	258	258		82	82	82		176	176	176		
枕崎市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	2	379	100.0%	100.0%	100.0%	127	100.0%	100.0%	100.0%	252	100.0%	100.0%	100.0%	
						379	379	379		127	127	127		252	252	252	
合計	2.0	2	379	100.0%	100.0%	100.0%	127	100.0%	100.0%	100.0%	252	100.0%	100.0%	100.0%			
					379	379	379		127	127	127		252	252	252		
阿久根市	道路種類別の内訳	一般国道	11.3	5	419	95.5%	95.5%	99.0%	148	88.5%	88.5%	97.3%	271	99.3%	99.3%	100.0%	
							400	400	415		131	131	144		269	269	271
	県道	20.8	8	923	100.0%	100.0%	100.0%	440	100.0%	100.0%	100.0%	483	100.0%	100.0%	100.0%		
						923	923	923		440	440	440		483	483	483	
合計	32.1	13	1,342	98.6%	98.6%	99.7%	588	97.1%	97.1%	99.3%	754	99.7%	99.7%	100.0%			
					1,323	1,323	1,338		571	571	584		752	752	754		
出水市	道路種類別の内訳	一般国道	9.5	6	694	97.6%	99.1%	97.6%	270	94.8%	98.9%	94.8%	424	99.3%	99.3%	99.3%	
							677	688	677		256	267	256		421	421	421
	県道	3.7	5	255	100.0%	100.0%	100.0%	99	100.0%	100.0%	100.0%	156	100.0%	100.0%	100.0%		
						255	255	255		99	99	99		156	156	156	
合計	13.2	11	949	98.2%	99.4%	98.2%	369	96.2%	99.2%	96.2%	580	99.5%	99.5%	99.5%			
					932	943	932		355	366	355		577	577	577		
指宿市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%	
						263	263	278		86	86	101		177	177	177	
合計	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%			
					263	263	278		86	86	101		177	177	177		
西之表市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	344	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	190	100.0%	100.0%	100.0%	
						344	344	344		154	154	154		190	190	190	
合計	1.9	1	344	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	190	100.0%	100.0%	100.0%			
					344	344	344		154	154	154		190	190	190		
垂水市	道路種類別の内訳	県道	1.3	1	168	100.0%	100.0%	100.0%	65	100.0%	100.0%	100.0%	103	100.0%	100.0%	100.0%	
						168	168	168		65	65	65		103	103	103	
合計	1.3	1	168	100.0%	100.0%	100.0%	65	100.0%	100.0%	100.0%	103	100.0%	100.0%	100.0%			
					168	168	168		65	65	65		103	103	103		

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分		評価 区間 延長 (km)	評価 区間数 (区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)					
					住居等 戸数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等 戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等 戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間
薩摩川内市	道路種類別の内訳	一般国道	1.7	4	205	100.0%	100.0%	100.0%	98	100.0%	100.0%	100.0%	107	100.0%	100.0%	100.0%
					205	205	205	98	98	98	107	107	107	107		
	合計	1.7	4	205	100.0%	100.0%	100.0%	98	100.0%	100.0%	100.0%	107	100.0%	100.0%	100.0%	
日置市	道路種類別の内訳	一般国道	23.3	20	1,072	95.5%	96.5%	95.7%	446	98.4%	99.8%	98.7%	597	98.0%	98.8%	98.2%
					1,024	1,035	1,026	446	439	445	440	597	585	590	586	
	合計	29.2	29	1,796	89.3%	89.9%	96.3%	700	84.9%	85.7%	99.1%	1,050	96.2%	96.7%	98.7%	
曾於市	道路種類別の内訳	一般国道	16.3	11	569	96.7%	97.5%	96.7%	198	90.4%	92.9%	90.4%	371	100.0%	100.0%	100.0%
					550	555	550	198	179	184	179	371	371	371	371	
	合計	45.6	32	1,350	97.4%	98.1%	97.4%	549	93.6%	95.4%	93.6%	801	100.0%	100.0%	100.0%	
霧島市	道路種類別の内訳	一般国道	4.5	2	964	99.5%	99.6%	99.5%	191	100.0%	100.0%	100.0%	773	99.4%	99.5%	99.4%
					959	960	959	191	191	191	191	773	768	769	768	
	合計	4.5	2	964	99.5%	99.6%	99.5%	191	100.0%	100.0%	100.0%	773	99.4%	99.5%	99.4%	
いちき串木野市	道路種類別の内訳	一般国道	17.6	15	1,160	93.2%	93.2%	99.9%	391	83.4%	83.4%	100.0%	769	98.2%	98.2%	99.9%
					1,081	1,081	1,159	391	326	326	391	769	755	755	768	
	合計	31.9	27	1,749	95.5%	95.5%	99.9%	654	90.1%	90.1%	100.0%	1,095	98.7%	98.7%	99.9%	
南さつま市	道路種類別の内訳	一般国道	9.0	9	790	100.0%	100.0%	100.0%	331	100.0%	100.0%	100.0%	459	100.0%	100.0%	100.0%
					790	790	790	331	331	331	459	459	459	459		
	合計	20.5	15	1,309	100.0%	100.0%	100.0%	526	100.0%	100.0%	100.0%	783	100.0%	100.0%	100.0%	
志布志市	道路種類別の内訳	県道	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%
					269	269	269	72	72	72	72	198	197	197	197	
	合計	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%	
奄美市	道路種類別の内訳	一般国道	2.7	2	1,421	100.0%	100.0%	100.0%	582	100.0%	100.0%	100.0%	839	100.0%	100.0%	100.0%
					1,421	1,421	1,421	582	582	582	839	839	839	839		
	合計	3.1	3	1,834	100.0%	100.0%	100.0%	760	100.0%	100.0%	100.0%	1,074	100.0%	100.0%	100.0%	
南九州市	道路種類別の内訳	一般国道	2.2	4	211	100.0%	100.0%	100.0%	77	100.0%	100.0%	100.0%	134	100.0%	100.0%	100.0%
					211	211	211	77	77	77	134	134	134	134		
	合計	2.7	5	312	100.0%	100.0%	100.0%	119	100.0%	100.0%	100.0%	193	100.0%	100.0%	100.0%	
伊佐市	道路種類別の内訳	一般国道	9.6	1	329	100.0%	100.0%	100.0%	152	100.0%	100.0%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%
					329	329	329	152	152	152	177	177	177	177		
	合計	9.6	1	329	100.0%	100.0%	100.0%	152	152	152	152	177	177	177	177	
始良市	道路種類別の内訳	一般国道	3.4	7	419	74.0%	95.7%	74.0%	140	58.6%	100.0%	58.6%	279	81.7%	93.5%	81.7%
					310	401	310	140	82	140	82	279	228	261	228	
	合計	3.4	7	419	74.0%	95.7%	74.0%	140	58.6%	100.0%	58.6%	279	81.7%	93.5%	81.7%	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

(2) 自動車騒音要請限度について

ア 自動車騒音の要請限度

要請限度は、騒音規制法第17条第1項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度として、省令（平成12年3月2日総理府令第15号）により次のように定められている。

○ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度(要請限度)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、右表を用いる。

昼 間	夜 間
75デシベル	70デシベル

イ 本県における区域区分

本県においては、県内ほぼ全域が騒音規制法に基づく指定地域となっている。指定地域内における区域は、おおむね次表のとおりであるが、用途地域の定められていない地域については、原則としてb区域としている。

区域の区分	指 定 地 域
a 区域	専ら住居の用に供される区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	主として住居の用に供される区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域